

神奈川労働局長から死亡災害防止のための緊急要請がありました。

令和 7 年における神奈川県内の死亡災害は、令和6年1月から5月末までの9人を上回り 17 人と大きく増加しています。

この急増の状況を踏まえ、神奈川労働局では6月、7月の2か月間を「労働災害防止強調月間」として、[神奈川労働局長メッセージ](#)の発信、労働災害発生事業場への監督指導等の強化を行っています。

陸上貨物運送事業につきましては、1月に機械の搬出作業中1人、2月、3月に交通事故で計2人、5月に土砂崩壊によりホイールローダーの運転手1名、1月から5月末までに合計4人の死亡災害が発生しています。

労働災害防止団体に対しては、6月18日午後に死亡災害の急増に対し、横浜第2合同庁舎1F会議室において、神奈川労働局長名の緊急要請文書（[陸災防には神奈川県支部長あて文書](#)）が労働基準部長から交付されました。

要請文書の記2には各会員事業場に対しての要請事項が記されています。内容としては、経営トップによる安全の所信表明を通じた事業場の安全意識の高揚、安全管理体制の整備、安全総点検の実施、義務化された熱中症対策の周知等になります。

（太字をクリックすると神奈川労働局長メッセージ、緊急要請文書が見られます。）



荒木労働基準部長（右）から緊急要請文書を受け取る黒谷常務理事